

# 告 示

## 埼玉県告示第百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和三年二月二十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

- 一 解除に係る保安林の所在場所  
埼玉県所沢市大字新郷二〇四番十二、二〇四番二十四
- 二 保安林として指定された目的  
耕地の防風
- 三 解除の理由  
指定理由の消滅